

表20-2 自ら治験を実施しようとする者（治験責任医師）に求められている作業

- 治験実施計画書（プロトコール）の作成
- 治験の実施の準備及び管理の業務手順書の作成
- モニタリング、監査の業務手順書の作成
- 補償に関する準備（医療費・医療手当の拠出）
- 特定療養費の企業負担分の捻出
- 治験の計画の届出に先立ち、実施医療機関の長の承認を得る（治験審査委員会での審査も必要）
- モニタリング、監査の実施
- 副作用報告（治験薬副作用・感染症症例報告書、医療機関の長へ）

A 治験の準備段階（改正GCP 第2章第2節）

準備段階で、もっとも大変な作業は、改正GCP第15条の2に規定される各種の業務手順書（SOP）（治験実施計画書の作成、治験薬の管理、副作用情報等の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備および管理に係る業務に関する手順書）の作成である。しかし今後は、著者らの作成したSOPをひな形として各医療機関に合ったSOPを作成すれば、それほど大変な作業とはならないと思われる。

治験実施計画書の内容（改正GCP第15条の4）は、従来からある製薬企業から依頼されて医師が行っている治験の治験実施計画書と同一であるので、作成にあたって参考にできるし、従来から臨床試験を行ってきた医師にとっては、さほど負担にはならないと思われる。

医師主導型治験の特徴のひとつに、薬事法第80条の2の2に規定されている厚生労働大臣への治験の計画の届け出に先だって、自ら治験を実施しようとする医師が、あらかじめ種々の文書を実施医療機関の長に提出し、治験の実施の承認を得なければならない点がある（改正GCP第15条の7）。企業から依頼される治験では、治験審査委員会とのやりとりにおいて、企業の臨床開発担当者に大きく依存しているのが常であるが、医師主導治験では、医師やCRC等の医療機関で治験に参画する人たち自身が、それらの業務を担うことになる。治験責任医師（自ら治験を実施しようとする者）のみならず、治験事務局等の事務官やCRCの協力と、皆が「自ら治験を実施する」という意識をもっていないと、これらの業務を完遂することは不可能である。

実施医療機関の長へ提出すべき文書の中で、その作成について頭を悩ませるものとして注目すべきは、被験者の健康被害の補償措置（改正GCP第15条の9）について説明した文書である。

医師主導治験において、被験者に対する補償（賠償ではないことに注意：補償の内容は、「医療費」、「医療手当」「補償金（障害補償金、障害児補償金、遺族補償金、葬祭料）」から構成されている⁵⁾が、企業の加入している治験保険はこれらのうちの補償金部分をカバーするものであることに注意が必要である。また、補償の金額は通常、医薬品副作用被害救済制度の給付額（<http://www.pmda.go.jp/help/benefit.html>にならっている。）にどう対応するかは、「自ら治験を実施しようとする」医師にとって最も大きな課題である。日本医師会治験促進センター傘下で行われる医師主導治験については、補償金部分をカバーする保険が原則的にはついているものの、抗がん剤を巡る治験については当該保険の対象とはならないことに留意しておかねばならない。

表 20-3 国立がんセンター中央病院での同意説明文書中の補償に関する記載

14. 健康被害（病気や障害など）が発生した場合の対応について

この治験に参加することにより、予想されない副作用や健康上の不利益な症状が出現した場合には、通常の診療と同様に適切に対処いたします。その際の医療費は、あなたが加入している健康保険が使用されますので一部ご負担いただことになります。

今回の治験に参加することにより補償金が支払われることはありません。

したがって、改正 GCP 第 15 条の 9 にある「保険その他の必要な措置を講じておかねばならない」の規定への対応において、著者らは平成 16 年 7 月 22 日 薬食審発第 0722014 号（表 20-1）の第 15 条の 9 部分の注 2 において「治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合の補償措置については、必ずしも自ら治験を実施する者による保険への加入に基づく金銭の支払いに限られるものではなく、副作用の治療に対しては、医療の提供及びその体制の提供という手段も考慮するものである。また、障害手当、葬祭料等の金銭的な補償を行うか否か及び行う場合に許容される程度については、治験の計画の内容に応じて、当該治験に係る薬物の種類、対象疾患の特性、治験による被験者の便益及びリスク等を評価し、個別に自ら治験を実施する者が考慮すべきものであるが、被験者に対し予め文書により具体的に説明するとともに文書により同意を得ておくことは最低限必要と考えられる。」とされていることをふまえ、表 20-3 に示すような説明同意文書（国立がんセンター中央病院版）を作成し、治験を実施している。

さらに、医療費、医療手当をいかなる方法で負担するかについて、治験を実施しようとする医師あるいは実施医療機関（治験の開始にあたっては実施医療機関の長の承認が要求されているため、対応は必要と思われる）内で事前に十分に打ち合わせておく必要がある。

治験薬概要書の作成も大きな課題である。2003（平成 15）年 6 月 12 日 医薬発第 0612001 号（表 20-1）Ⅱ（4）においては、「治験薬提供者は必要に応じ、必要な資料又は情報を提供すること。」と記述されているため、既存の医薬品を用いる治験の場合には、製薬企業からの治験薬概要書の提供をお願いするのが得策であろう。ただし、その場合であっても、被験薬の物理的、化学的および製剤学的性質、製剤組成、薬理、毒性、薬物動態、薬物代謝に関連する非臨床試験の成績をまとめて治験薬概要書を作成する作業は、多くの職種の人たちの協力が必要な大変な作業であることを医師は心得ておかねばならない。

B 各種届出業務（薬事法第 80 条の 2 第 2 項、薬事法施行規則第 268、269、270 条）

厚生労働大臣宛（実際には総合機構に提出する）に治験の計画の届出（「治験計画届書」の提出）のみならず、治験計画変更届書（これが頻回に必要）、治験中止届書、治験終了届書、開発中止届書の提出も、医師主導治験においては自ら治験を実施しようとする（実施する）者が担当する。各医療機関内では事前に誰がどう担当していくのか、入念な打ち合わせが必要となる。

C 治験の実施段階（改正 GCP 第 3 章第 2 節および第 4 章）

治験の実施中に医師の業務上の負担として最も大きなものは、モニタリング（改正 GCP 第 26

条の7、第26条の8、第37条)、監査(改正GCP第26条の9、第37条)、副作用情報の取扱い(薬事法第80条の2第6項、薬事法施行規則第253、273条、改正GCP第26条の6、2003(平成15)年5月15日医薬発第0515017号(表20-1)記Ⅲ(2)ウ)であろう。

モニタリングや監査の要員を実施医療機関内でいかに確保するかは大きな課題である。

また薬事法第80条の2第6項にある「当該治験の対象とされる薬物又は機械器具等について、当該薬物又は機械器具等の副作用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該薬物又は機械器具等の使用によるものと疑われる感染症の発生その他の治験と対象とされる薬物又は機械器具等の有効性及び安全性に関する事項で厚生労働省令(前出 薬事法施行規則のこと)で定めるものを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない」への対応も問題ではあるが、2005(平成17)年10月25日付の各種通知により、医師主導治験であり、国内既承認医薬品を使用する場合には、海外で発生した有害事象に関する副作用報告を規制当局に行う必要はなく、また国内発生事例についても、自分たちの行っている治験で発生した有害事象以外は規制当局への報告対象とはならないので、医療機関の体制整備は比較的、現実可能な範囲となっている。ただし、自らが所属する医療機関の長や治験審査委員会に対して治験薬提供者(通常は製薬企業)から提供される副作用情報・措置報告等の報告義務は、通常の治験通り行うことを忘れないようにしなければならない。

さらに、これまでの製薬企業主導の治験においては、特定療養費の保険給付と患者自己負担(保険診療の自己負担分相当)を除いた部分については、企業負担で診療がなされてきたが、医師主導治験において、この従来の企業負担部分の経費(ナショナルセンター等では、“特定療養費支給対象外経費”と呼称している)をどう捻出するかも大きな問題である。この点については、表20-1の16)の通知の発出により、治験のために行う検査および画像診断に係る費用を特定療養費でカバーできるようになったことは、自ら治験を実施する者にとっては福音である。

これら本来の医療機関業務ではない業務を外部機関(たとえば開発業務受託機関(CRO))に委託する場合には(改正GCP第39条の2)、その莫大な経費の捻出にも頭を悩ますこととなる。事実、我々の治験(症例登録期間2年、観察期間1年、予定登録症例数40例、参加医療機関10

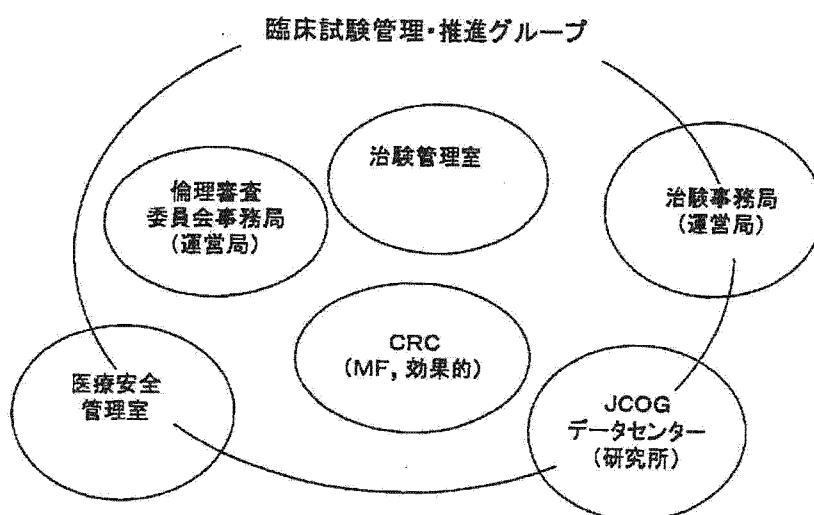


図20-2

施設)では2億円弱を必要としている(日本医師会治験促進センターからの研究費なしでは委託不可能であった)。

また治験の終了もしくは中止時に作成すべき総括報告書(改正GCP第26条の11)についても、1996(平成8)年5月1日 薬審第335号 厚生省薬務局審査課長通知 治験総括報告書の厚生と内容に関するガイドライン(ICH E3ガイドラインの日本版: <http://www.nihs.go.jp/dig/ich/eindex.html>)にしたがった作成を求められるので、医師の負担は大きいと思われる。

さらに治験に関する記録の保存(改正GCP第26条の12)についても、その期間と保管場所の確保についても医療機関内での入念な打ち合わせが必要となる。

以上述べてきたように医師主導治験の実施にあたっては医師自身のスキルアップのみならず、医療機関の体制整備(人員、教育、設備)も不可欠である。国立がんセンター中央病院では、上記の治験実施にあたり、図20-2に示すようなセンター内既存組織のバーチャルな連携(臨床試験管理・推進グループ)の設立を行った。

20-2

トランスレーショナル・リサーチの体制整備

前項で述べた我々の医師主導治験の準備・実施の中で明らかにした医療機関の体制整備の必要事項に加え、臨床研究・臨床試験一般をスムーズに実施する(広義のTR実現)ために必要と筆

表20-4 トランスレーショナル・リサーチを成功させるために必要なインフラストラクチャー

1. ヒト被験者保護: 臨床研究の透明性確保と社会への説明責任の完遂
 - ヒト被験者保護法の制定(以下の項目を網羅)
 - IRBにおけるプロトコール(臨床試験実施計画書)及び患者説明文書の審議の義務化
 - IRBの組織定員化、規制当局への登録の義務化ならびにIRBメンバーの教育制度の導入
 - 研究資金提供先と研究者との関係の十分な開示(Conflicts of Interest(利益相反); Financial Disclosure)
 - 有害事象や副作用の規制当局およびIRBへの報告の義務化
 - 第3者機関(あるいは同僚医師)による臨床試験進捗状況のモニタリング及び試験終了後の監査の実施
 - 健康被害に対する補償制度
2. 人材育成と施設基盤整備(人材育成は施設整備よりも重要)
 - 生物統計家、臨床疫学専門家の育成
 - クリニカルトライアルユニット(生物統計家、リサーチナース、データマネージャー、情報工学専門家、臨床薬理学専門家を定員化、経理・法務・薬事担当事務部門の充実)の設置と関連人材の養成
 - 臨床研究の基本と実際にに関する教育を医師の卒前・卒後教育において重点的に実施
 - 臨床研究教育プログラムを振興する公募型・競争的資金の新設
 - 若手や中堅の医師が患者志向型の臨床研究(とくに臨床試験)を実施できる公募型・競争的資金の新設
3. 国民皆保険制度下での研究的診療の制度化
 - 臨床試験における診療経費を健康保険でカバー(特定療養費制度の拡充)
 - 未承認薬・医療機器の研究的使用にあたっての条件整備(日本版IND(Investigational New drug Application)の導入)

者が考える社会全般の体制整備に関する提言を以下に述べる（表20-4）。

20-2-1 ヒト被験者の保護

広義TRの推進にあたりわが国で、まず必要なのは、患者あるいは被験者の権利を守る法律（米国における、いわゆる“コモン・ルール”（45CRF46；連邦規則集第45編第46部）⁶⁾、EUの臨床試験指令⁷⁾は参考になる）であると筆者は考えている。現在、わが国において臨床研究のうち、その倫理性やデータの品質保証について、法的な規制がなされているのは治験（薬事法に基づく承認申請を目的とした臨床試験）だけである。治験以外の臨床試験については厚生労働大臣告示「臨床研究に関する倫理指針」⁸⁾が、被験者の権利擁護につながると思われるが、「根拠法のない」告示がどこまで各医療機関や研究者の行動に影響を与えるかは未知である。日本以外の欧米先進国では、治験と臨床試験は法制上区別されていないことには留意しておく必要がある。

①インフォームド・コンセント（文書同意を含む）の徹底、②IRBにおけるプロトコールや患者説明文書の審議の必須化、③研究資金提供先と研究者との関係の十分な開示（Conflicts of Interest（利益相反）、Financial disclosureへの十分な配慮）、④臨床試験で発生する有害事象・副作用に関する情報の国あるいはIRB等への報告の義務化（2002（平成14）年の薬事法改正により、医師等には厚生労働大臣への副作用報告義務が第77条の4の2の2において規定された*）、⑤第3者機関あるいは同僚による臨床試験の進捗状況のモニタリング（データの品質保証）・監査の義務化、などを法律として規定し、臨床研究の透明性を確保するとともに社会への十分な説明責任を果たすことにより、はじめて臨床研究、とくに臨床試験が社会に受容され、その社会的地位が向上すると思う^{9~11)}。

さらに、ここで忘れてならないのは、インフォームド・コンセントやIRBの形骸化を防ぐ手段を、一方で予め講じておく必要のあることである。すなわち、後述するような施設基盤整備・人材育成の中で、たとえばインフォームド・コンセントを実施しやすいように医療機関内に専用のスペースを確保したり、またIRB運用の財政的な裏付け、IRBのメンバーの定員化、資格認定・教育システム構築などにも十分な配慮をしておかなければ、「仏作って魂入れず」の状況に陥るよう思う¹²⁾。

20-2-2 人材育成と施設基盤

次に、臨床研究実施のために必要な施設基盤の内容と人材育成の在り方についての提言を述べ

*薬事法第77条の4の2の2「薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、その他の医薬関係者は、医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。」

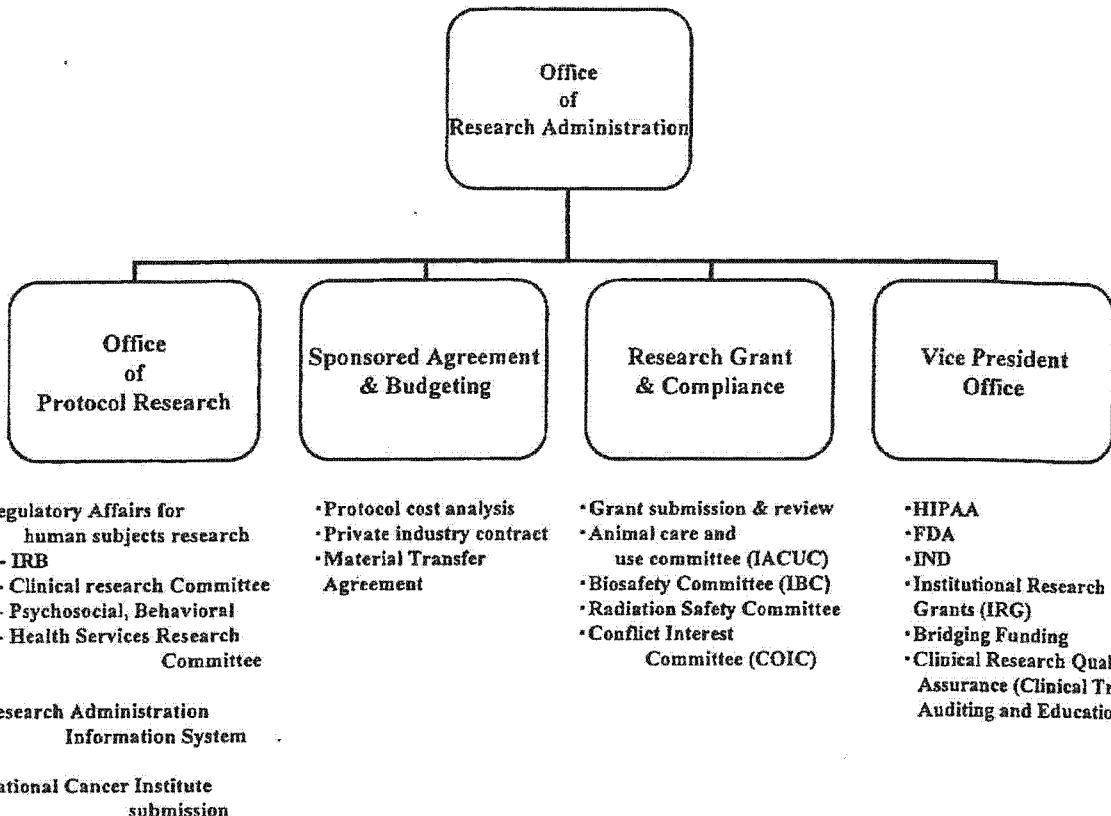


図 20-3 米国 MD アンダーソンがんセンターの臨床研究を支える管理部門の組織図

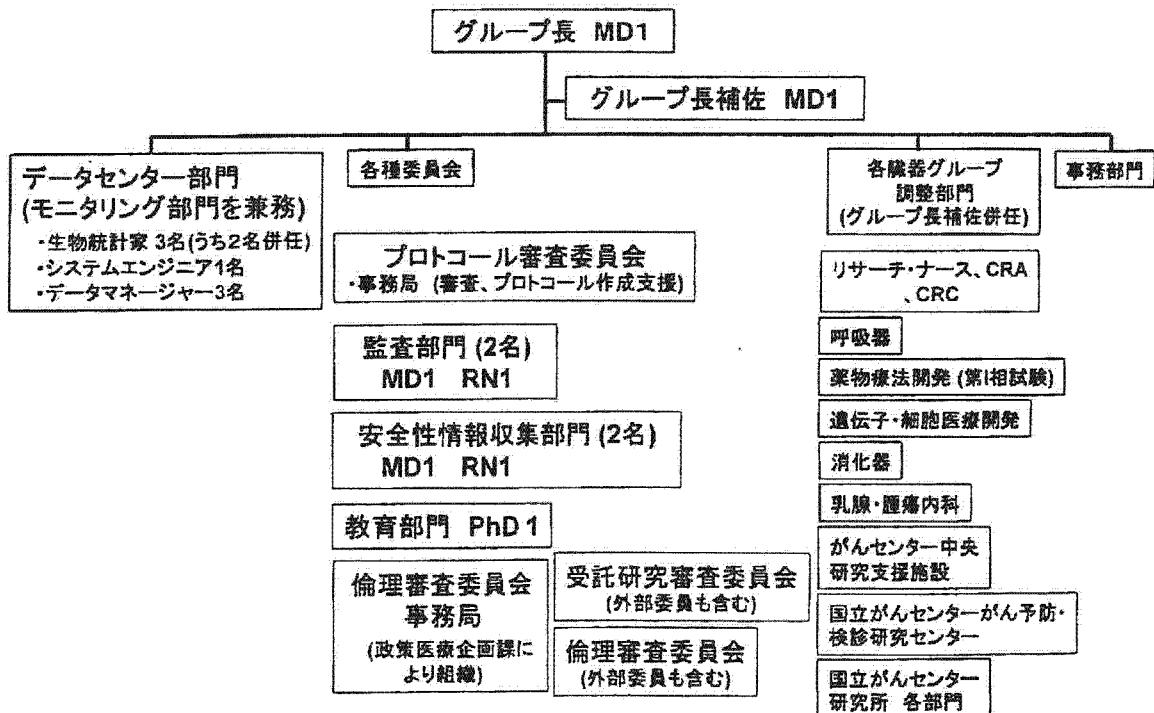


図 20-4 国立がんセンター中央病院 臨床試験管理・推進グループ組織図 (将来構想)

る。現在、大学には臨床試験のプロトコール作成において重要な役割を果たす生物統計家を養成する講座や、臨床研究結果の批判的吟味の手法を研究したり、敷衍化する役割をもつ臨床疫学の専門家を養成する講座を有しているところは数えるほどしかない。この現状は、ライフサイエンス分野の国際競争力獲得に向けて解決すべき課題のうちの大きなものである。

また、いくつかの大学で臨床試験部あるいは先端医療センター等を銘打った施設整備が、また大規模病院では治験管理室の立ち上げが広範になされつつあるが、「治験」あるいは「先端医療」の領域に限ったものではなく、広く臨床研究、研究者主導の臨床試験全般の質向上をこれら組織（クリニカルトライアル・ユニットあるいはクリニカルリサーチセンターとでも呼称すればよい）は担うべき体制にすべきである、と著者は考えている。国立病院に置かれている臨床研究部の役割も、本来であれば、臨床試験の推進にあるので、米国の General Clinical Research Center (GCRC) プログラムを参考に、今後、組織の改変を考える必要があると思う¹³⁾。このクリニカルトライアル・ユニットには、生物統計家に加えて、医師とともに臨床試験実施の中核的役割を果たすリサーチ・ナース（「治験」の領域では治験コーディネーターあるいはCRCなどと呼ばれている職種である）やデータの品質管理を担当するデータ・マネージャーを複数定員化し、さらには経理、法務、薬事等を専門とする事務担当スタッフ（日本の現行システムでは事務担当スタッフが数年おきに担当部署を変えたり、退職（非常勤職員であるため）したりするため専門性の維持が難しい）、生命倫理学、情報工学（あるいはシステムエンジニア）、臨床薬理学の専門家の配置が望まれる。図 20-3 に、米国 MD アンダーソンがんセンターの臨床研究を支える管理部門（Office of Research Administration）の組織図（2003 年 3 月現在）を紹介するが、65 名ものスタッフを擁し、IRB や個人情報管理 (HIPAA)，動物使用における倫理問題 (IACUC)，利益相反等の生命倫理関係の問題をそれぞれ専任のスタッフが担当、また FDAへの IND (Investigational New Drug) 届けや副作用報告、米国国立がん研究所等への各種研究費申請、民間企業との各種契約をサポートする部門、さらには院内の各種臨床試験の品質保証 (Clinical Research Quality Assurance) を担当するスタッフまで抱えている体制をみると、わが国の体制の未熟さを思い知らされる。国立がんセンター中央病院でも、今後、図 20-4 に示すような臨床試験を下支えする院内体制構築を計画しているところである。

一方、人材育成については、まず、医師の卒前・卒後教育において臨床試験に対する理解を深める努力を教官ならびに臨床研修の指導医は心がけるべきである。米国 NIH では、臨床研究を開始する前に、研究者は臨床研究に関する倫理、生物統計の基本、プロトコール立案の基本等を教育するコースの受講を求められる¹⁴⁾。このコースに倣い国立がんセンター中央病院では臨床試験管理・推進グループが主催して 2005 (平成 17) 年 4 月 19 日から 7 月 26 日まで、週 1 回 2 時間、合計 11 回の「臨床研究入門」(略称 ICR <http://www.cancerinfo.jp/ICR/>) を開催した。講義は、

第 1 回 「臨床研究概論」

第 2 回 「研究方法論 1：臨床試験・介入研究（デザイン、プロトコール作成、研究組織、QA/QC も含む）」

第 3 回 「研究方法論 2：疫学研究・観察研究（デザイン、アンケート調査、診断評価、予後因子研究も含む、プロトコール作成）」

第4回「生物統計学1：(a) 仮説検定について (b) サンプルサイズと検出力」

第5回「生物統計学2：交絡と因果推論入門 (c) 交絡因子の調整 (d) 因果推論とランダム化」

第6回「生物統計学3：(e) 生存時間解析 (f) メタアナリシス」

第7回「臨床研究のインフラストラクチャー：(a) がん登録について (b) 臨床研究支援環境の日米比較、研究費について」

第8回「臨床研究の倫理とガイドライン1：(a) 臨床研究の倫理」

第9回「臨床研究の倫理とガイドライン2：(b) 倫理審査委員会について (c) 倫理的問題に関する法律について (ガイドラインなど) (d) 国立がんセンターにおける倫理審査について」

第10回「臨床研究の倫理とガイドライン3：(e) 治験とGCP (f) 製薬企業から見た治験の問題点 (g) 新薬の承認審査について」

第11回「臨床研究の公表とEBM：(a) 臨床研究とEBMについて (b) 研究発表の方法」として、臨床研究の方法論から規制に至るまで網羅的な内容とした。

日本でも、今後、同様な講義・研修システムの導入が広く求められると思われる。その点、2006（平成18）年度厚生労働科学研究費で創設された医療技術実用化総合研究事業「臨床研究基盤整備推進研究「臨床研究基盤をつくる教育プログラムの開発」の展開が期待される。

20-2-3 国民皆保険制度下での研究的診療の制度化

ここまで述べてきた、施設整備と人材育成に加えて、日本の臨床試験を巡るインフラ整備として必要な事項として、研究的診療を禁止している*健康保険診療の枠内で、なんとなく臨床試験や臨床研究を実施している現状を改め、保険医療制度の枠組みの中でしっかりと研究的診療を行える新たな制度の創設がある。米国でも、臨床試験推進を目的の一つとして、公的健康保険Medicareが米国政府の研究費で実施される臨床試験においてはRoutine Costsをカバーする仕組みを2000年9月に導入しており、国策としてライフサイエンス振興を行っている国家の気概を感じさせられるとともに、わが国のシステム作りに参考になると思われる^{15,16)}。

薬事法上、未承認の医薬品・医療用具の保険診療下での研究的使用は、現行では医師主導治験でしか可能ではないが、適応外使用医薬品（ある効能・効果あるいは用法・用量等では既承認の部分がある場合）には臨床試験という環境下で研究的診療を行うことを許容し、その試験については規制当局への届け出・許可制とする（米国のInvestigational New Drug Application（IND）制度¹⁷⁾あるいはEUのEudarCT¹⁸⁾が参考になる）条件をつけて、保険診療が通常診療部分をカバーする（特定療養費制度の対象を治験以外にも広げる）システムにすることで、研究的診療の

* 保険医療機関及び保険医療養担当規則（1957（昭和32）年4月30日 厚生省令第15号）第18条では「保険医は特殊な療法又は新しい療法等については、厚生大臣の定めるものほか行ってはならない」とあり、同規則第19条には「保険医は、厚生大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（1960（昭和35）年法律第145号）第2条第7項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。」とされている。

制度化が可能であるよう思う。ただし、この場合、特定療養費支給対象外経費（治験の場合の企業負担部分）を研究費で賄えることを許容したり、併用薬に関しては特定療養費からの拠出を許容するなどの改訂が必要になると考える。

おわりに

21世紀に日本のライフサイエンス分野が国際競争力を獲得できるか否かの正念場を迎えようとしている今、臨床研究、とくに大規模臨床試験、大規模疫学研究のインフラ整備の重要性を産・官・学そして民が認知し、その整備を推進しなければ、将来、自国民の健康に関する種々判断を外国データに依存しないとできない悲惨な状況を迎えることは必定である。

参考文献

- 1) 藤原康弘. トランスレーショナルリサーチを成功させる秘訣—臨床研究のインフラストラクチャー整備—. 医学のあゆみ 2002; 200: 544-8.
- 2) 藤原康弘. Translational Research を成功させるために—臨床試験の体制整備—. 臨床薬理 2004; 35: 129-33.
- 3) 藤原康弘. 維持できない自国民の健康 求められる臨床試験の充実. スキエンティア 2002; 12-8.
- 4) 星 北斗, 小林史明, 内田毅彦. 治験ネットワークの構築と医師主導型治験. 月刊 薬事 2004; 46: 907-10.
- 5) J&T研究会 編著. 治験に係る補償・賠償の実務 Q & A 110. 東京：株式会社じほう； 2000.
- 6) Code of Federal Regulations Title 45 Part 46 Protection of Human Subject. (日本語訳は丸山英二 平成9年度～平成11年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書「臨床試験をめぐる倫理的・法的諸問題の比較法的研究」を参照: <http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/medical/work/papers/monbu/99monbu1.pdf>)
- 7) DIRECTIVE 2001/20/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 4 April 2001 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to the implementation of good clinical practice in the conduct of clinical trials on medicinal products for human use (EU 臨床試験指令) (当該指令に関する解説ならびに邦訳は、栗原千絵子. EU 臨床試験指令とイギリス臨床試験規則. 臨床評価 2004; 31: 351-422 を参照されたい.)
- 8) 臨床研究に関する倫理指針ホームページ <http://www.imcj.go.jp/rinri/index.html>
- 9) Gelband H. Prepared for the National Cancer Policy Board, Institute of Medicine, National Research Council: A report on the sponsors of cancer treatment clinical trials and their approval and monitoring mechanisms. National Academy Press, Washington, D.C., 1999. (<http://www.nap.edu/books/NI000611/html/>)
- 10) National Bioethics Advisory Commission: Ethical and policy issues in research involving human participants. U.S. Department of Commerce, Technology Administration, National Technical Information Service, Springfield, 2001. (<http://bioethics.georgetown.edu/nbac>)
- 11) 松村真司, 福原俊一, 黒川清. 臨床試験に関する一般住民の全国意識調査. 日本医事新報 2000;

- 3962:14-9.
- 12) Committee on Assessing the System for Protecting Human Research Subjects. Board on Health Science Policy, Institute of Medicine: Preserving public trust. National Academy Press, Washington D.C., 2001. (<http://www.nap.edu/books/0309073286/html>)
 - 13) National Center for Research Resources. Guidelines for the General Clinical Research Centers Program (October 2005). (http://www.ncrr.nih.gov/clinical/DCRRguidelines2005/GCRC_Guidelines_October2005.pdf)
 - 14) John I Gallin 編, 井村裕夫監修, 竹内正弘・藤原康弘・渡辺亨監訳, NIH 臨床研究の基本と実際. 東京:丸善出版事業部; 2004.
 - 15) Committee on Routine Patient Care Costs in Clinical Trials for Medicare Beneficiaries, Institute of Medicine: Extending Medicare reimbursement in clinical trials. National Academy Press, Washington, D.C., 2000. (<http://www.nap.edu/books/0309068894/html/>)
 - 16) <http://www.cms.hhs.gov/coverage/8d2.asp>
 - 17) Code of Federal Regulation Title 21 Part 312 Investigational New Drug Application.
 - 18) <http://eudract.emea.eu.int/>



悪性腫瘍の治験

土井美帆子・藤原康弘

抗悪性腫瘍薬とは、がん細胞に直接あるいは間接的に作用し、がん細胞の増殖を抑えるか死滅させる薬物を指し、それらの作用により症状の緩和や延命など何らかの臨床的有用性を患者にもたらす薬剤を示す。一般薬と抗悪性腫瘍薬は、その効果と副作用を示す用量反応曲線の相互関係に大きな違いがみられる。一般薬の場合、効果の用量反応曲線と副作用の用量反応曲線が離れており、治療域が広い(図1a)。一方、抗悪性腫瘍薬は図1bのように、効果と副作用の用量反応曲線がきわめて近接あるいは逆転しており、副作用の出現は避けられない。このため、抗悪性腫瘍薬の治験の対象は、悪性腫瘍患者に限られる。

薬剤承認までの流れ

抗悪性腫瘍薬の治験は、厚生労働省医薬食

品局審査管理課から通知された「抗悪性腫瘍薬の臨床評価ガイドライン」を指針として行われる。本ガイドラインは、薬事法〔昭和35(1960)年法律第145号〕第2条で定義された臨床試験(治験)の計画、実施、評価方法等について、現時点で妥当と思われる方法と、その一般的指針をまとめたものであり、当該薬剤や対象疾患、科学的なエビデンスの蓄積状況に応じて、臨床的有用性(clinical benefit)の評価方法の妥当性を科学的に判断する指針である。

「抗悪性腫瘍薬の臨床評価ガイドライン」が平成3(1991)年2月に通知されてから15年が経過し、この間に、抗体治療薬や分子標的薬など新しい作用機序をもつ薬剤の開発、臨床試験を行ううえでの国内体制整備、臨床試験に関する知識の普及、規制当局における医薬品審査体制の整備、医薬品の臨床試験の実施の基準(Good Clinical Practice; GCP)の改正および海外臨床試験成績の積極的な利用など、新薬の開発・審査をめぐる状況に大きな変化が認められた。

一方、海外大規模試験により臨床的有用性の検証された薬剤で、国内への導入が大幅に遅れ、臨床現場で国際的標準薬が使用できないという状況も認められた。

こういった状況を踏まえ、欧米の規制当局における抗悪性腫瘍薬の臨床評価ガイドラインとの共通化も念頭におき、平成18(2006)年4月より新ガイドラインに改訂され、とくに次に述べるような点が変更された。

- 分子標的薬やいわゆる生物由来製品でも腫瘍縮小効果を示すものは、抗悪性腫瘍薬として取り扱うこと
- 延命効果を中心に評価する第Ⅲ相試験の成

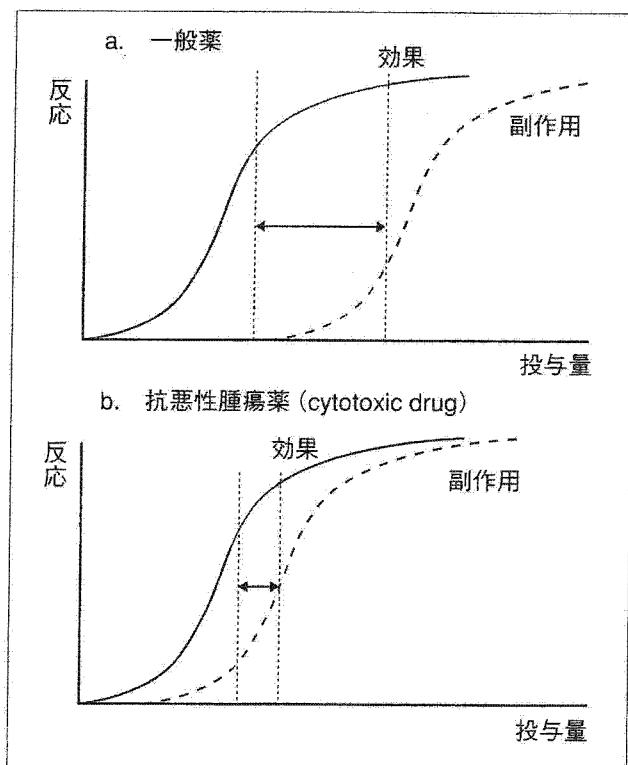


図1 治療域

3 医薬品と特殊領域における開発フェーズ

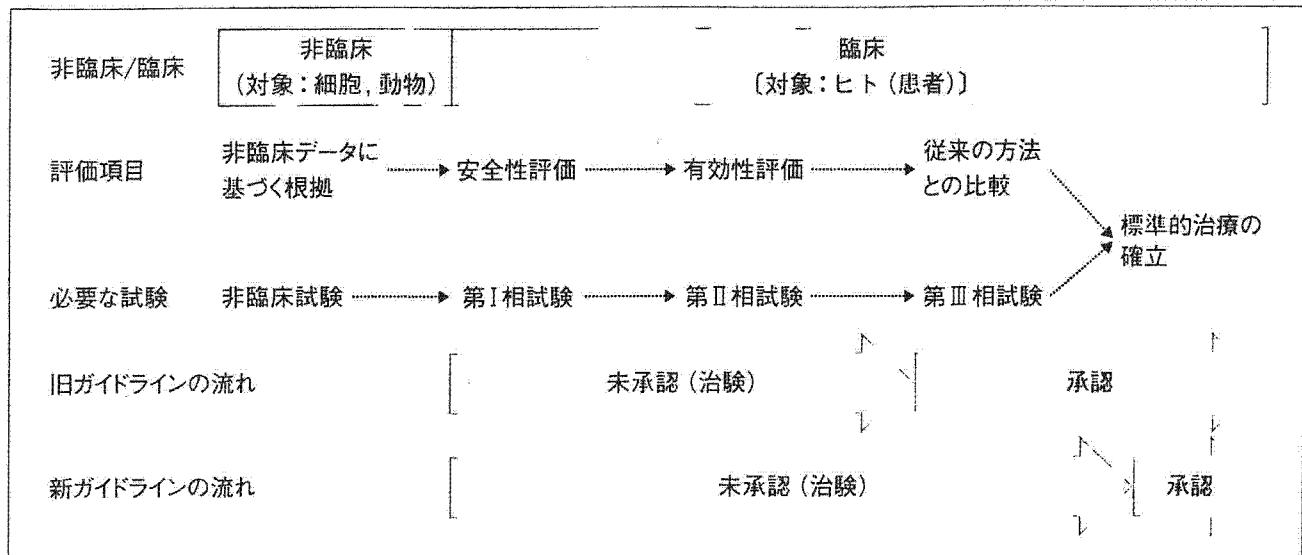


図2 抗がん薬の開発と臨床試験

績を承認申請時に提出することが望ましいこと

- ・新たに開発される医薬品が、既承認薬より何らかの優れた特徴をもつことを示すこと
- ・国外ですでに承認されている、または信頼できる国外での臨床試験成績が得られている治験薬では、これらの成績および国内臨床試験成績をもとに承認申請資料の作成が可能であること

④ 第Ⅱ相試験についての変更点

- ・前期・後期第Ⅱ相試験の記述の削除
- ・期待有効率の設定根拠の明確化
- ・腫瘍縮小率算出法の明記
- ・効果判定基準、有害事象の評価基準の明記
- ・誘導体および併用療法での評価に関する明記

図2に薬剤承認までの流れを示す。第Ⅰ相試験では主として安全性を、第Ⅱ相試験では腫瘍縮小効果などの有効性と安全性を、第Ⅲ相試験では延命効果などを中心とした臨床的有用性を検討する。

第Ⅰ相試験

1. 目的(表1)

第Ⅰ相試験は非臨床試験成績をもとに治験

薬を初めてヒトに投与する段階である。非臨床試験で観察された事象に基づき、用量に依存した治験薬の安全性を検討するのが主な目的である。また、海外においてすでに臨床成績が示されている治験薬の場合、これらの成績を利用して初回投与量、用法および增量計画を設定することが可能である。

2. 試験担当者および試験施設

ヒトに初めて投与するという性質上、薬理作用や有害事象などを逐次モニターし、速やかに試験の進行に反映させる必要がある。非臨床試験成績について十分な知識を有する研究者、臨床薬理学に精通した研究者、抗悪性腫瘍薬について十分な知識と経験を有する治験担当医師の3者の緊密な共同実施が推奨さ

表1 第Ⅰ相試験での検討項目

- ・治験薬の投与経路、投与スケジュール
- ・最大耐用量 (Maximum Tolerated Dose ; MTD)
または最大許容量 (Maximum Accepted Dose ; MAD)
- ・用量制限毒性 (Dose-Limiting Toxicity ; DLT)
- ・薬物動態と毒性の関連性
Pharmacokinetics/Pharmacodynamics (PK/PD)
- ・第Ⅱ相試験における推奨用量
- ・副作用の発現を回避、または軽減する予防法
- ・治療効果を予測するマーカーの探索 (分子標的薬など)

れる。可能であれば単一施設での実施、あるいは必要最小限の施設数での実施が望ましい。

3. 対象患者

第I相試験に導入されてきた薬剤は、毒性がかなり出現することはほぼ確実で、予想していない毒性が出現する可能性も高い。一方で、治療効果があるかどうかはまったく不確定で、効果が出る用量より先に致死量に達する可能性もある。このため、一般的に認められた標準的治療法によって延命や症状緩和が得られる可能性のある患者を対象とすべきではなく、患者自身が希望する場合にのみ行うことが最低条件である。その他の条件として、適当な年齢であること、毒性の評価に十分な全身状態および各臓器機能をもつこと、評価に必要な期間(通常2~3か月程度)の生存が見込ること、前治療の影響が残っていないことなどである。

4. 有害事象の評価基準

国際的に認知されている基準[米国国立がん研究所(National Cancer Institute; NCI)]の「有害事象共通用語規準v3.0(Common Terminology Criteria for Adverse Events v3.0; CTCAE)」(以下、CTCAE)を用い、その規準に従い有害事象の内容および重症度を評価する。有害事象のうち、治験薬との因果関係がある、または否定できないものを副作用(薬物有害反応)とする。

5. 初回投与量の決定

原則として、マウスに対する10%致死量(LD₁₀)値の1/10量を使用する。ただし同量で他の動物種で毒性を示した場合、最も感受性の高い動物種に対し、最小で可逆性の作用しか示さない用量よりも低い用量を初回投与量とする。

6. 薬物動態学的検討

治験薬の吸收、分布、代謝、排泄に関する諸性質、さらに毒性出現との関係[Pharmacokinetics/Pharmacodynamics(PK/PD)]、用

量・濃度時間曲線下面積(AUC)曲線の勾配などについて検討し、適切な投与量および投与間隔を決めるための参考とする。

第II相試験

1. 目的(表2)

第II相試験は薬剤の特定のがん腫に対する抗腫瘍効果の評価である。第I相試験により決定された用法・用量に従って、対象とするがん腫における臨床的意義のある治療効果(腫瘍縮小効果や生存率の上昇、臨床的意義が公知である腫瘍マーカーの変化、生活の質(QOL)の改善など)および安全性を評価する。

2. 試験担当者および試験施設

新GCPに規定される実施医療機関としての条件を満たす複数の施設で行う。

3. 対象患者

十分な全身状態および臓器機能を有するという点においては第I相試験の対象の選択状況と同様であるが、第II相試験では、がん腫が特定のものに限定される。当該がん腫の治療法の現状を判断して、適切な試験対象を設定する。たとえば、標準的治療法の存在しないがん腫(進行胃がん、肝臓がん、脾臓がん、非小細胞肺がんなど)では、未治療例に対しても、新薬の第II相試験は倫理的に問題が少ないと考えられているが、標準的治療が存在するがん腫(乳がん、小細胞肺がん、大腸がん、悪性リンパ腫、白血病、精巣腫瘍、卵巣がん

表2 第II相試験での検討項目

- 第I相試験により決定された用法・用量に従い、対象とするがん腫における臨床的意義のある治療効果(腫瘍縮小効果など)、および安全性を評価する
- 第III相試験などでさらなる評価を行うべきかの判断
- 第I相試験で示唆された薬物動態と毒性の関連性についての再評価
- 治療効果を予測するマーカーの再探索(分子標的薬など)

3 医薬品と特殊領域における開発フェーズ

など)では、標準的治療が無効であったかまたは再発した症例を対象とする。初回治療例を対象とする場合は、既存の標準的治療法に併用することによる上乗せ効果で評価する。

4. 効果判定規準

腫瘍縮小効果のみに基づく有効性を表現する場合には「奏効率(割合)」とし、腫瘍縮小以外の有効性評価も考慮に入れた効果を表現する場合には「有効率」を用いる。「奏効率」「有効率」の解釈は、薬剤の特性、がんの種類、対象患者の状態などにより変わりうる。たとえば、固体がんの腫瘍縮小効果判定には Response Evaluation Criteria In Solid Tumors (RECIST) の使用が一般的である。一方、白血病などの血液腫瘍においては RECIST 以外の判定規準も用いられ、完全覚解(Complete Remission ; CR)のみを有効とすることがある。

5. 症例数の設定

閾値有効率および期待有効率は、がん腫、対象となる症例の状況によっては異なるので、それぞれの設定根拠を科学的に明確にすることが必須である。

治療効果を評価するために科学的に十分な精度で評価を行うことが可能な症例数となるよう医学統計学的な推論に基づいて症例数を設定する。

期待する効果・活性のない治験薬であれば治験を早期に終了できるよう十分に倫理面を配慮した試験計画を立案すべきである。

第Ⅲ相試験(表3)

第Ⅲ相試験は、より優れた標準的治療法を確立するために行われる比較試験である。第Ⅱ相試験で有効性と安全性が確認された場合は、そのがん腫について新規抗悪性腫瘍薬の臨床的有用性を適切な対照群と比較検討する。主な評価項目(エンドポイント)は、生存期間、無進行期間(Time to Progression；

表3 第Ⅲ相試験での検討項目

- 新しい治療法が、現在の標準的治療法に比べ優れているかどうかを評価する
- 対象がん腫に対する標準的治療法が存在しない場合は、無治療(自然経過)と比較
- 支持療法

プライマリーエンドポイント：生存率、生存期間、無進行期間(TTP)、無増悪生存期間(PFS)など
他のエンドポイント：症状緩和効果、QOL

TTP)、無増悪生存期間(Progression Free Survival ; PFS)、QOLなどである。

承認申請時には、新規抗悪性腫瘍薬の単独または併用療法と、適切な対照群(標準治療群)との比較試験を国内または海外で実施した成績を提出する必要がある。しかし、1990年代後半以降に国内臨床第Ⅱ相試験成績において承認された新薬で、第Ⅲ相試験成績が報告された薬剤は少数である。臨床開発に時間のかかっている国内環境の実情から、対象となるがん腫は、国内罹患率の高い非小細胞肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんなどのがん腫に限られている。また、第Ⅱ相試験終了時において高い臨床的有用性を推測させる場合には、第Ⅲ相試験成績の結果を得る前に承認申請し、承認を得ることができる。その際は、承認後一定期間内に第Ⅲ相試験成績を報告し、臨床的有用性を検証しなければならない。

今後の課題

最新の科学技術レベルを反映させた新薬の有効性・安全性評価を行うために、ガイドラインの改訂をはじめとする取り組みが行われているが、今後解決すべき以下のような課題も残されている。

分子標的薬の評価

20世紀は分子生物学の飛躍的な進展がみられた世紀であり、ヒトの死亡原因の1位となつた悪性腫瘍における研究も、とくにその

生物学的解明について多くの新しい知見をもたらした。これにより、特定の分子標的に作用することを目指したいわゆる分子標的治療の創薬が進んでいる。21世紀に入り、日本の実地医療でもいくつかの新しい分子標的薬が承認され、日常のがん診療において重要な役割を果たしている。

分子標的薬においても、臨床試験による評価の積み重ねにより、その有効性、安全性、臨床的有用性が明らかになっていくという点で、従来の医薬品と同様である。しかし、その臨床的評価の方法論はまだ開発段階で確立されていない。これまでの cytotoxic な効果を示す薬剤と同様に有効性・安全性の評価が必要であるが、同時に、関連するバイオマーカーにより投与対象を層別化し、治療の個別化を目指した評価を行うことが重要である。また、その選択の根拠となった代替マーカーの妥当性・必要性といった観点からの評価も必要である。分子標的薬を用いた臨床試験をすすめていくうえで、分子標的と臨床的有用性との相関性の研究は常に必要であり、両者の研究体制の整備が不可欠である。

海外の第Ⅲ相試験データの外挿

迅速な臨床開発と審査承認を目指し、国外ですでに承認されている抗悪性腫瘍薬、または信頼できる国外での臨床試験成績が得られている治験薬では、これらの成績および国内臨床試験成績をもとに承認申請資料を作成する*ことが可能となった。しかし、海外と日本の医療の背景には、たとえば同じ病期の手術法にしても違いがみられ、術前・術後化学

療法を受けた集団における化学療法の成績が必ずしも同じ population を対象としているとは限らないため、データの解釈には注意が必要である。

まれな病気に対する治験

新薬の開発には数十億円といった多額な費用がかかる。治験のほとんどは、製薬企業が主体となって行われており、このためまれな病気に対する治験の推進は困難である。平成15(2003)年7月から、医師主導治験が認められ、医師が「未承認」「適応外使用」の承認申請を目的とした治験を自由に行うことが可能となったが、企業から依頼される治験業務に携わる治験コーディネーターが、医師主導治験に携わることはほとんどなく、現状ではプロトコル作成からモニタリング、補償・特定療養費、対象外経費の捻出まですべてを医師が行っている。社団法人日本医師会に治験促進センターが設置され、厚生労働省からの補助金をもとに「治験推進研究事業」が行われることとなったが、今後こういった準公的なインフラの整備が医師主導治験には必要不可欠である。

近年の分子生物学における研究の急速な進歩は、がん化学療法を大きく変えつつある。分子標的薬の開発や、ゲノム研究の進歩により、抗悪性腫瘍薬の効果・副作用を予測し、個々の症例ごとに最適の治療法を決定する個別化治療への流れがみられる。次々と現れる新薬に迅速に対応し、真にがん患者の役に立つ薬を世の中に送り出すために、より医学的、科学的かつ倫理的な臨床試験が必要である。

今後、医療者(臨床研究者)、行政(厚生労働省)、企業(製薬会社)が共同し質のよい臨床試験を実現させ、がんの治療成績を向上させる新薬を世界に送り出すことが、日本における治療成績を向上させることにつながる。

* 日米EU医薬品規制調和国際会議(ICH), ICH E8「臨床試験の一般指針」(平成10年4月21日医薬審第380号), ICH E5「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について」(平成10年8月11日医薬審第672号), 「外国で実施された医薬品の臨床データの取扱いについて」(平成10年8月11日医薬発第739号)に基づく。

5 治験（治験責任医師・分担医師の責務/医師主導治験の実際）

1. 医師と薬事法

自ら治験を実施するあるいは治験責任医師や治験分担医師となって治験に参加するということは、治験に関わる各種法令を遵守することが肝要であるということを医師は理解しておかねばならない。日本の法令には立法機関である国会が制定する「法律」と行政機関が制定する「行政立法」がある。行政立法は内閣が定める「政令」、厚生労働大臣などの各省大臣などが定める「府令・省令」、各大臣がその所掌事務について公示するための「告示」、各大臣などがその所掌業務について所管の諸機関および職員に対して法令の解釈や運用方針を示す「訓令・通達」などから構成される。いわゆる行政指導というものは、このうち局長通知、課長通知といった「通達」に基づいてなされている。

治験を規制する最も重要な法令は法律である薬事法であり、治験における医師の行為は、薬事法に加え、特に省令である GCP (医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令) によって規制されている。ただしこれらに医師に対する罰則は規定されていない。治験とは薬事法第 2 条にその定義が記述されている。すなわち治験とは医薬品・医療機器などの製造販売承認を厚生労働大臣から受けた際に提出すべき資料のうち、臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施と定義されているのである。したがって、市販後に製薬企業が実施する抗がん剤の臨床試験 [製造販売後臨床試験 (製販後臨床試験: 以前は市販後臨床試験と呼ばれていた)] は治験ではない。ただし、市販後であっても、新たな効能・効果や用法・用量の承認取得を目指す場合には治験の実施が必要となる。また製造販売後臨床試験は治験ではないが、GCP を遵守して実施することが法令上求められていることには留意する必要がある。治験に関わる診療は選定療養に含まれており、特定療養費

(保険外併用療養費) の適用対象となっている。しかし、製販後臨床試験は特定療養費の適用対象とはならない。なお特定療養費の給付に際しては、患者への情報提供、自由な選択と同意が求められていること、検査や画像診断の費用は特定療養費の支給対象とは原則としてならないこと(例外は医師主導治験)に留意しておく必要がある。

また医師にとって重要な薬事法の規定に第 77 条の 4 の 2 第 2 項がある。ここでは、医師に対して「医薬品又は医療機器について、当該品目の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない」となっており、医師は必要に応じて市販薬の副作用などを厚生労働大臣に報告する義務がある(実際に報告する際は、<http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html> に実施の詳細が掲載されているので参照されたい)。

2. 治験責任医師の責務

製薬企業から依頼されて治験を実施するに当たっては、GCP [さらに詳細な規定を知っておきたいければ、「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」の改正について、という通達(課長通知)に目を通すことを薦める] のうち第 4 章 治験を行う基準のうち第 3 節 治験責任医師 の理解が肝要である。

第 42 条と 43 条では、治験責任医師の要件と治験分担医師や治験協力者への責務が記述されている。GCP 本文にはないが、課長通知において治験責任医師は自分や分担医師の最近の履歴書や過去の治験参加経験を治験依頼者である製薬企業に提

出しなければならないこと、モニタリング及び監査ならびに治験審査委員会ならびに規制当局による調査を受け入れなければならないこと〔最近、国際共同治験が増加しつつあるが、米国に承認申請が行われた場合、同国の規制当局である FDA (Food and Drug Administration) が日本の医療機関に対して GCP 実地調査を行うこともあることに留意しておく必要がある〕、原資料などの全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならないこと、同意説明文書の作成とその改訂を行うこと（インフォームド・コンセントは製薬企業が作成・改訂するものであるとの誤解が多いので注意する必要がある）、治験を合意された期間内で適正に実施することが規定されている。なお第 42 条の 2) で言及されている文書とは「治験薬の許容される保存条件、使用期限、溶解液及び溶解方法並びに注入器具等取扱い方法を説明した文書」（第 16 条は企業主導治験、第 26 条の 2 は医師主導治験）のことである。

第 44 条と第 46 条は被験者との関係についての規定であるが、GCP 第 4 章第 4 節「被験者の同意」を必ず参照する必要がある。同節は第 50 条（文書による説明と同意の取得）、第 51 条（説明文書）、第 52 条（同意説明文書等への署名等）、第 53 条（同意文書の交付）、第 54 条（被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合）、第 55 条（緊急状況下における究明的治験）から構成されている。

第 47 条はプロトコールからの逸脱に関する規定である。プロトコールからの逸脱した行為については理由のいかんによらず全て記録し、治験責任医師は逸脱した理由などを説明した記録を作成して（この作業は CRC やモニターさんの本来業務ではないことに注意）、製薬企業依頼の治験については製薬企業と実施医療機関の長へ、医師主導治験においては実施医療機関の長に対して提出し、その写しは治験責任医師が保存することに留意しておく必要がある。また、課長通知においては「医療上やむをえない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしにプロトコールからの逸脱または変更を行うことができる」の記述とその手順の記載、「盲検法による治験において予め定められた時期よ

りも早い段階での開封〔筆者注：割付表（キーコード）の開封〕を行った場合の手順の記載がなされていることに留意しておきたい。さらに、当たりまえのことではあるが、治験責任医師は「治験の実施に重大な影響を与える、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者、実施医療機関の長及び実施医療機関の長を経由して治験審査委員会に速やかに報告書を提出しなければならない」と課長通知に記載されている。

なお第 47 条の第 2 項で言及している第 10 条の規定とは、電子情報処理に関する記述である。

第 47 条は症例報告書（CRF）に関する規定である。症例報告書の記載の第一義的な責任は治験責任医師にあることを忘れてはならない。

第 48 条は治験中の副作用等報告に関する規定、第 49 条は治験の中止等に関する規定であるが、GCP 第 54 条（被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合）とも密接に関連するので当該条文にも留意しておきたい。第 48 条に関連して臨床医が困惑するのは、薬事法関連の各種法令における副作用や有害事象の取扱い（既知・未知の判断、報告期限）である。第 48 条は薬事法第 80 条の 2（治験の取扱い）第 6 項を背景としており、治験薬の副作用等の報告手順における各種説明は表 1 に示す省令である薬事法施行規則第 273 条（薬物に係る治験に関する副作用等の報告）と副作用報告関係の課長通知に詳しいので、医師主導治験に携わろうとする医師は必ず目を通しておく必要がある。

以上の他にも、GCP 上留意すべきこととして、治験の契約は実施医療機関の長が行うものであること（第 13 条）、治験審査委員会に審査を依頼するのは製薬企業ではなく、実施医療機関の長であること（第 30 条）などがある。

3. 医師主導治験の実際

平成 15 年 7 月 30 日をもって“改正薬事法”（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律 平成 14 年法律第 96 号）が施行となり、医師主導治験の実施が可能となった。従来の

表1 医師主導治験の実施に際して読んでおくべき関連法令

薬事法関連

- 薬事法 (昭和35年法律第145号)
- 薬事法施行規則 (昭和35年厚生省令第1号)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令 (平成17年12月28日 厚生労働省令第178号)

GCP関連

- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
(平成9年3月27日厚生省令第28号 最終改正: 平成16年12月21日厚生労働省令第172号)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令の施行について
(平成15年6月12日 医薬発第0612001号厚生労働省医薬局長通知)
- 「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」の改正について
(平成17年10月25日 薬食審査発第1025009号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準の運用における必須文書の構成について
(平成16年10月18日 厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)
- 自ら治験を実施する者による医薬品の臨床試験の実施の基準に関するQ&Aについて
(平成17年10月25日 事務連絡)
- 医薬品GCP実地調査の実施要領について
(平成18年1月31日 薬食審査発第0131006号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

治験届関係

- 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部の施行について
(平成15年5月15日 医薬発第0515018号厚生労働省医薬局長通知)
- 「薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」の一部改正について
(平成15年6月12日 医薬審発第0612004号厚生労働省医薬局審査管理課長通知)
- 自ら実施する薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて
(平成15年6月12日 医薬審発第0612001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知)
- 「自ら実施する薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」の一部改正について
(平成17年10月25日 薬食審査発第1025001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

副作用等報告関係

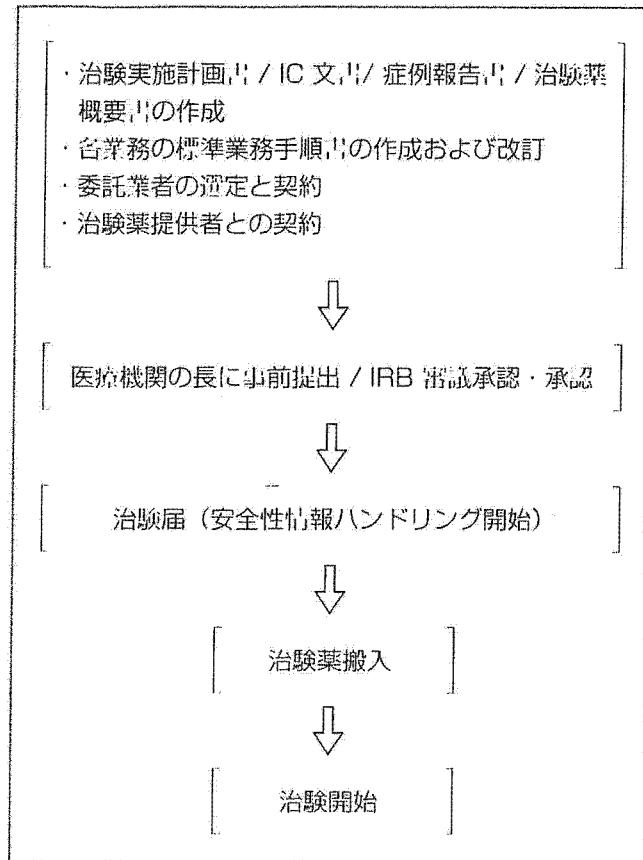
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する治験副作用等報告について
(平成16年3月30日 薬食発第0330001号厚生労働省医薬食品局長通知)
- 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構設立後の自ら治験を実施した者による治験副作用等報告について」の改正について
(平成17年10月25日 薬食審査発第1025005号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)
- 自ら治験を実施した者による治験副作用等報告の取扱いについて
(平成17年10月25日 薬食審査発第1025017号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)
- 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する治験副作用等報告に関する報告上の留意点等について」の改正について
(平成17年10月25日 薬食審査発第1025013号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)
- 薬物に係る治験に関する副作用等の報告に係る薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(平成17年12月28日 薬食発第1228001号厚生労働省医薬食品局長通知)

特定療養費関係

- 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費用に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の制定に伴う実施上の留意事項についての一部改正について
(平成17年3月31日 保医発第0331011号厚生労働省保険局医療課長通知)

薬事制度においては、医薬品・医療機器メーカーが、医療機関に依頼して治験を行う場合には、GCPの遵守を条件に、未承認の薬物・機械器具を

医療機関に提供することが薬事法上認められていた。しかし医師などが主体となって行う臨床研究の実施に際して、医薬品・医療機器メーカーが未



承認の薬物・機械器具を提供することは認められていなかった（既承認品についてメーカーからの無償提供を受ける場合、医薬品であれば医療用医薬品製造業公正取引協議会（「メーカー公取協」）の基準のうち「公益的研究活動に提供する医療用医薬品」に記載されている内容を満たすことが要求されている）。そこで医師などが企業とは独立して行っている臨床研究の成果をもう少し医薬品・医療機器の承認申請に生かす方策はないものだろうかと考えられ、導入されたのが医師主導治験である。つまり厚生労働大臣への治験計画届などの提出とGCPを遵守すれば、未承認の薬物・機械器具のメーカーからの提供が可能となったのである。

医師主導治験を開始するまでの流れは図1に示す通りであるが、自ら治験を実施しようとする者（医師）あるいは実施する者（医師）は、治験に関する各種の手順書を作成し（GCP第15条の2）、治験薬の管理（治験薬の容器又は被包に適切な記載を行うなど）（同第26条の2）も担当し、副作用などの情報収集も行い（同第26条の6）、モニタリ

「自ら治験を実施する者」

=医療機関で治験を実施する責任医師

+

治験計画者の業務

- ・治験実施計画書立案、作製、改訂
 - ・IC文書の雛形作成、改訂
 - ・症例報告書の内容検討・計画書との整合性確認
 - ・治験薬概要書の作成資料の提供を受ける
 - ・各業務の標準業務手順書の作成・改訂
 - ・安全性情報に関する業務
 - ・医療機関の長の事前承認
 - ・治験届などの規制当局対応
 - ・モニタリング・監査等の業務委託先の選定と契約
 - ・記録の保管
- など

図2 「自ら治験を実施する者」の責務

ング（同第26条の7）や監査（同第26条の9）を実施させ、治験が終了した場合だけでなく中止となつた場合であっても総括報告書を作成するなどの種々の業務を担うこととなる（図2）。したがつて、医師主導治験を実施するに当たっては、医師だけでなく治験事務局、CRC、薬剤部などの広範な職種により構成されるチームの整備が成功のカギを握っていることに留意しておきたい。なお、医師主導治験の実際の詳細については、参考文献に示すマニュアルを参照する。

■文献

- 1) 辻 純一郎：治験に係る補償・賠償と個人情報保護法対応の実務Q&A, じほう, 東京, 2005
- 2) 星 北斗, 小林史明, 内田毅彦：治験ネットワークの構築と医師主導型治験. 月刊薬事 46: 907-910, 2004
- 3) 藤原康弘(編)：医師主導治験マニュアル, じほう, 東京, 2006 (印刷中)
- 4) 藤原康弘：トランスレーショナルリサーチを成功させる秘訣—臨床研究のインフラストラクチャー整備. 医学のあゆみ 200 : 544-548, 2002
- 5) 藤原康弘：Translational Researchを成功させるために—臨床試験の体制整備. 臨床薬理 35 : 129-133, 2004
- 6) John I Gallin(編), 井村裕夫(監), 竹内正弘, 藤原康弘, 渡辺亨(監訳)：NIH臨床研究の基本と実際, 丸善出版事業部, 東京, 2004

医師主導治験と臨床試験

福田治彦

医薬品の製造販売承認申請を目的とする「治験」、および製造販売承認後に承認された効能効果・用法用量で行われる「製造販売後臨床試験」は、製造販売の責任者である企業がスポンサーとなって行われる。製薬企業にとっては、治験に要する費用を最小化し、製造販売後の売り上げを最大化することは正当な営利活動であるため、承認後の効能を決める治験の対象集団の選択に際しては、当然、より売り上げが見込まれる対象、すなわち頻度の高い疾患が優先される。がんを例にとると世界的にも、頻度の高い非小細胞肺癌や大腸癌、乳癌で新規抗がん剤の治験が優先されており、希少がん種は後回しになるか取り残される。こうした背景から必然的に、治験を経て販売承認が得られた効能(対象疾患)は、作用機序や基礎研究から当該医薬品の有効性が本来期待される対象疾患の一部に過ぎず、とくに希少疾患における患者と臨床医の現場のニーズのすべてをカバーできない。しかし、それらすべてを製薬企業に求めることも現実的ではないため、製造販売承認後の適応拡大の試みの一部は製薬企業以外の者によってなされなければならない。

「医師主導治験」の対象は、大きく分けて、
①海外国内とも未承認のまったく新規の薬剤
や治療：製剤の品質確保も医師主導
②海外既承認・国内未承認の薬剤：いわゆる
“ブリッジング”試験
③国内既承認薬だが効能効果や用法用量が未
承認：適応拡大の試験
の3つが考えられるが、上記の事情および実
施可能性(難易度)から最も現実的なのは③の
国内既承認薬の適応拡大であり、実際に実

施・計画されている医師主導治験のほとんどが③である。③により基盤整備とノウハウの蓄積が進めば、より難易度の高い②や①も順次行われていくと思われる。

また、薬物療法が主体である疾患領域においては、製薬企業による治験と上記③の医師主導治験が推進されることで治療の進歩が加速されることが期待できるが、手術や放射線治療などの薬物療法以外の治療については「治験」のみでは必ずしも十分な治療の進歩が達成されるわけではない。そうした疾患領域においては「治験」のみならず、広く「研究者主導臨床試験」としての治療開発とその基盤整備の推進が必要であり、その典型が「がん」である。「がん」では欧米においても「治療開発」全体のなかで「研究者主導臨床試験」が果たす役割が大きい。本節では、がん治療開発で他国を大きくリードする米国の「研究者主導臨床試験」のための仕組みとしての共同研究グループを概説し、日本の事例として筆者がデータセンター長を務めるJapan Clinical Oncology Group(JCOG：ジェイコグ)の概要およびJCOGで準備中の医師主導治験についても簡単に紹介し、医師主導治験とそれ以外の臨床試験、とくに研究者主導臨床試験の意義に関する理解の一助としたい。

米国のがん治療開発の概要

がんの治療は、3本柱といわれる「手術」「放射線治療」「薬物療法」およびそれらの複数の組み合わせである「集学的治療」からなり、かつ「薬物療法」も単剤治療が標準治療であることはまれで、併用化学療法が基本である。そのため、企業治験による「新しい薬剤の販売